

独立行政法人男女共同参画機構法案 参照条文

目 次

○独立行政法人国立女性教育会館法（平成十一年法律第百六十八号）【刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）による改正後】（抄）	1
○独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）	4
○男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）（抄）	9
○独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十四号）（抄）	9
○国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）（抄）	9

○独立行政法人国立女性教育会館法（平成十一年法律第百六十八号）【刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）による改正後】（抄）

目次

第一章 総則（第一条―第五条）

第二章 役員及び職員（第六条―第十条）

第三章 業務等（第十一条・第十二条）

第四章 雑則（第十三条）

第五章 罰則（第十四条・第十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、独立行政法人国立女性教育会館の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国立女性教育会館とする。

（会館の目的）

第三条 独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）は、女性教育指導者その他の女性教育関係者（第十一条第一項において「女性教育指導者等」という。）に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とする。

（中期目標管理法）

第三条の二 会館は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

（事務所）

第四条 会館は、主たる事務所を埼玉県に置く。

(資本金)

第五条 会館の資本金は、附則第五条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会館に追加して出資することができる。

3 会館は、前項又は附則第六条第一項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

(役員)

第六条 会館に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 会館に、役員として、理事一人を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して会館の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(理事の任期)

第八条 理事の任期は、二年とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九条 会館の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 会館の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十一条 会館は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 女性教育指導者等に対する研修のための施設を設置すること。
- 二 前号の施設において女性教育指導者等に対する研修を行うこと。
- 三 第一号の施設を女性教育指導者等に対する研修のための利用に供すること。
- 四 女性教育指導者等に対する研修に関し、指導及び助言を行うこと。
- 五 女性教育に関する専門的な調査及び研究を行うこと。
- 六 女性教育に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- 七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 会館は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、同項第一号の施設を一般の利用に供することができる。

(積立金の処分)

第十二条 会館は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 会館は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十三条 会館に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣及び文部科学省令とする。

第五章 罰則

第十四条 第九条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会館の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二 第十二条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

○独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの（以下この条において「公共上の事務等」という。）を効果的かつ効率的に行わせるため、中期目標管理法人、国立研究開発法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「中期目標管理法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、一定の自主性及び自律性を発揮しつつ、中期的な視点に立つて執行することが求められるもの（国立研究開発法人が行うものを除く。）を国が中期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。

3・4 （略）

（設立の登記）

第十六条 第十四条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十七条 独立行政法人は、設立の登記をすることによって成立する。

(役員の職務及び権限)

第十九条 (略)

2 個別法で定める役員(法人の長を除く。)は、法人の長の定めるところにより、法人の長に事故があるときはその職務を代理し、法人の長が欠員のときはその職務を行う。

3 9 (略)

(中期目標)

第二十九条 (略)

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。)

二 5 (略)

3 (略)

(中期計画)

第三十条 中期目標管理法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下この節において「中期計画」という。)を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 4 (略)

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第三十二条 中期目標管理法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

一 二 (略)

三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2 中期目標管理法人は、前項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

3 (略)

4 主務大臣は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該中期目標管理法に対しても、その評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。この場合において、同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、委員会に対しても、遅滞なく、その評価の結果を通知しなければならない。

5 (略)

6 主務大臣は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該中期目標管理法に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(財務諸表等)

第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するとき、これに主務省令で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告（次条第一項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあつては、監査報告及び会計監査報告。以下同じ。）を添付しなければならない。

3 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監査報告を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

4 独立行政法人は、第一項の附属明細書その他主務省令で定める書類については、前項の規定による公告に代えて、次に掲げる方法のいずれかにより公告することができる。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものにより不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて総務省令で定めるもの）をとる公告の方法をいう。次項において同じ。）

5 独立行政法人が前項の規定により電子公告による公告をする場合には、第三項の主務省令で定める期間、継続して当該公告をしなければならない。

(利益及び損失の処理)

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3・4 (略)

(会計規程)

第四十九条 独立行政法人は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを主務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(他の中期目標管理法役職員についての依頼等の規制)

第五十条の四 中期目標管理法人の役員又は職員（非常勤の者を除く。以下「中期目標管理法役職員」という。）は、密接関係法人等に対し、当該中期目標管理法人の他の中期目標管理法役職員をその離職後に、若しくは当該中期目標管理法人の中期目標管理法役職員であった者を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを目的として、当該他の中期目標管理法役職員若しくは当該中期目標管理法役職員であった者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該他の中期目標管理法役職員をその離職後に、若しくは当該中期目標管理法役職員であった者を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 基礎研究、福祉に関する業務その他の円滑な再就職に特に配慮を要する業務として政令で定めるものに従事し、若しくは従事していた他の中期目標管理法役職員又はこれらの業務に従事していた中期目標管理法役職員であった者を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行う場合

二・三 (略)

四 第三十二条第一項の評価（同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を除く。）の結果に基づき中期目標管理法人の業務の縮小又は内部組織の合理化が行われることにより、当該中期目標管理法人の組織の意思決定の権限を実質的に有しない地位として主務大臣が指定したもの以外の地位に就いたことがない他の中期目標管理法役職員が離職を余儀なくされることが見込まれる場合において、当該他の中期目標管理法役職員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行

うとき。

五 (略)

3 5 (略)

6 第一項の規定によるもののほか、中期目標管理法人の役員又は職員は、この法律、個別法若しくは他の法令若しくは当該中期目標管理法人が定める業務方法書、第四十九条に規定する規程その他の規則に違反する職務上の行為（以下「法令等違反行為」という。）をすること若しくはしたことが又は当該中期目標管理法人の他の役員若しくは職員に法令等違反行為をさせることが若しくはさせたことに關し、営利企業等に対し、当該中期目標管理法人の他の役員若しくは職員をその離職後に、又は当該中期目標管理法人の役員若しくは職員であつた者を、当該営利企業等の地位に就かせることを要求し、又は依頼してはならない。

（法令等違反行為に關する在職中の求職の規制）

第五十条の五 中期目標管理法人の役員又は職員は、法令等違反行為をすること若しくはしたことが又は中期目標管理法人の他の役員若しくは職員に法令等違反行為をさせることが若しくはさせたことに關し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等の地位に就くことを要求し、又は約束してはならない。

（再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出）

第五十条の六 中期目標管理法人の役員又は職員は、次に掲げる要求又は依頼を受けたときは、政令で定めるところにより、当該中期目標管理法人の長にその旨を届け出なければならない。

- 一 中期目標管理法人役員であつた者であつて離職後に営利企業等の地位に就いている者（以下この条において「再就職者」という。）が、離職後二年を経過するまでの間に、離職前五年間に在職していた当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものに属する役員又は職員に対して行う、当該中期目標管理法人と当該営利企業等との間で締結される売買、賃借、請負その他の契約又は当該営利企業等に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務（当該中期目標管理法人の業務に係るものに限る。次号において「契約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に属するものに関する法令等違反行為の要求又は依頼
- 二 前号に掲げるもののほか、再就職者のうち、当該中期目標管理法人の役員又は管理若しくは監督の地位として主務省令で定めるものについていた者が、離職後二年を経過するまでの間に、当該中期目標管理法人の役員又は職員に対して行う、契約等事務に関する法令等違反行為の要求又は依頼

- 三 前二号に掲げるもののほか、再就職者が行う、当該中期目標管理法人と営利企業等（当該再就職者が現にその地位に就いているものに限

る。)との間の契約であつて当該中期目標管理法においてその締結について自らが決定したもの又は当該中期目標管理法による当該営利企業等に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに關する法令等違反行為の要求又は依頼

○男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によつて社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もつて男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 (略)

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に關する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

○独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に關する法律(平成十八年法律第二十四号)(抄)

附 則

第四条 (略)

2・3 (略)

4 附則第二条第二項の規定により施行日後の研究所等の職員となる者に対しては、退職手当法に基づく退職手当は、支給しない。
5～7 (略)

○国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)(抄)

(適用範囲)

第二条 この法律の規定による退職手当は、常時勤務に服することを要する国家公務員(自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第四十五

条の二第一項の規定により採用された者及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行人（以下「行政執行人」という。）の役員を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2
（略）